

健習発第1010001号  
平成20年10月10日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室長

地域における行政栄養士による健康づくり及び  
栄養・食生活の改善の基本指針について

地域における行政栄養士（地方公共団体において地域住民に対する栄養指導等に従事する管理栄養士等をいう。以下同じ。）による健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策については、従来地域保健法（昭和22年法律第101号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施されてきたところであるが、食育基本法（平成17年法律第63号）の制定により地域における栄養・食生活の改善のための取組の更なる推進が求められていること、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき医療保険者において実施する特定健康診査及び特定保健指導において、食生活の改善指導を含む保健指導の実施により生活習慣病の予防を図ることとされたことなど、保健対策において健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することが一層重要となってきた。

こうした状況の変化を踏まえ、行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の一層の推進が図られるよう「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成20年10月10日付け健発第1010003号）をもって、健康局長から通知されたところであるが、さらに、別紙のとおり「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」を定めたので、御了知の上、この指針に基づき行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策の充実及び推進を図られたい。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添える。

「地域における行政栄養士業務の基本指針について」（平成15年10月30日付け健習発第1030001号）は廃止する。

## 別 紙

### 地域における行政栄養士による健康づくり及び 栄養・食生活の改善の基本指針

この指針は、地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進するに当たり、行政栄養士が、都道府県、保健所設置市、特別区の本庁、保健所、市町村において、それぞれ担うべき業務に係る基本的な考え方とその具体的な内容を示したものである。

#### 1 市町村

市町村における行政栄養士は、市町村が住民の健康の保持増進を目的とする基礎的な役割を果たす地方公共団体と位置付けられ、住民の身近な健康問題に取り組むこととされていることから、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談や栄養指導を始めとする健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を関係者と協働して企画立案し、実施するとともに、その評価を行うこと。また、住民の参画及び関係機関等との連携のもとに、各種計画（1（2）に掲げる市町村の各種計画をいう。）を策定し、地域の特性に応じた施策を推進すること。

##### （1）実態把握及び分析

栄養指導、特定健康診査・特定保健指導等の各種事業を通じて収集する情報、保健所又は都道府県において実施した調査結果、統計資料等により、地域の栄養摂取の状況、食生活その他の生活習慣の実態を把握及び分析し、地域における栄養・食生活の改善その他の生活習慣の改善に関する健康課題を明確にすること。

##### （2）計画の策定及び事業の施策化

（1）で明らかになった健康課題に取り組むため、目標を設定し、事業を企画立案するとともに、計画を策定し、予算化を図るなど、具体的な施策を推進すること。その際、住民参加を積極的に推進すること。

また、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保

険事業計画など各種計画（以下「市町村の各種計画」という。）の策定に積極的に参画すること。なお、市町村の各種計画の策定に当たっては、保健所との連携を図るよう努めること。

### （３）評価

市町村が行った事業等について、住民にとって身近でわかりやすく、かつ、科学的根拠に基づく指標を用いて評価を行うとともに、いわゆるPDCAサイクルに基づき継続的に事業の管理を行うこと。

### （４）ライフステージに応じた生活習慣の改善に関する取組

#### ア 妊娠期及び出産期、乳児期及び幼児期

次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策や母子保健部門における国民運動計画（健やか親子21）の考え方にに基づき、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために、母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進を図る観点から、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした生活習慣の改善に関する健康教育、健康相談、栄養指導その他の保健指導を行うとともに、育児不安の軽減等の育児支援の観点も含め、母乳育児や離乳食の進め方など子育てを行っている家庭に対する食生活に関する指導を行うこと。その際、「妊産婦のための食生活指針」や「授乳・離乳の支援ガイド」を活用すること。

また、特に家庭、保育所、医療機関、育児サークルやボランティア等との連携により、地域が一体となった子育て支援を進めるとともに、育児困難な家庭に対しても、親子関係や養育環境等に配慮した食生活支援を進めること。

#### イ 学童期、思春期

心身の成長や生活環境の変化等が原因となって、朝食の欠食、過度のダイエット、肥満につながる食べ過ぎや運動不足、飲酒、喫煙等の健康上問題となる行動が起こり始める時期にあることから、健やかな心と体の発育又は発達を促進する食生活が生活習慣として定着するよう、家庭、学校等と一体となって、「食生活指針」等に基づいた具体的な取組を進めること。

#### ウ 成人期

食べ過ぎ、飲み過ぎ、運動不足、ストレス、喫煙の常習化、食事の偏り等の健康上問題となる行動が蓄積される時期であることから、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防を図る観点から、対象者の健康・栄養状態や食生活や身体活動等の生活習慣に応じた健

康教育等の指導や各種普及啓発活動を通じて、自分の健康を自分で守る意識を育てるとともに、職域との連携により、働き盛りの世代に対して健康や食生活に関する学習の機会を提供し行動変容の支援に努めること。

また、市町村健康増進計画や特定健康診査等実施計画等を踏まえ、地域の生活習慣病対策を総合的かつ効果的に展開すること。

## エ 高齢期

高齢期の生活の質（QOL）の向上を目指した健康づくりを進める観点から、高齢者の健康状態や疾病の状況等に応じて、高齢者やその家族等に対して必要な指導及び支援を行うこと。

認知症や寝たきり等の要介護状態等となることを予防し、健康で自立した生活ができるよう、地域の実情に応じて、健康教育、健康相談等の取組を通じた介護予防に関する活動の普及啓発や介護予防に自主的に取り組む地域活動の支援を行うこと。また、低栄養状態にある又はそのおそれのある者に対し、地域の実情に応じ、関係機関と連携して、栄養状態を改善するための個別の計画を作成し、当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施し、低栄養状態を改善するための支援を行うこと。

さらに、必要に応じて配食サービス等を通じた高齢者の栄養の確保及び食生活の支援が図られるよう、適切なサービスが提供される仕組みづくりを進めること。

## （５）健康なまちづくり

食生活改善推進員、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）等の健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進するボランティア組織等の住民組織のネットワーク化を進めるとともに、住民組織等による活動の特性を理解し、その自主性及び自律性を尊重しつつ連携を進め、住民が主体となった健康なまちづくりを積極的に推進すること。

## （６）人材及び住民組織の育成

（４）に掲げた取組を始め、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組を推進する指導的人材を育成するため、地域の管理栄養士及び栄養士並びに管理栄養士養成施設等の実習生等に対して、計画的に必要な知識を教授するよう努めること。また、食生活改善推進員、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）等の人材及びボランティア組織等の住民組織の育成を図り、そのネットワーク化を進めること。

### (7) 連携体制づくり

健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村内の関係部局と横断的な連携を図るとともに、保健、医療、福祉、食品衛生、労働衛生、農林水産、環境、教育等の関係機関、関係団体、企業関係者、住民との情報交換を進め、連携体制づくりを進めること。

### (8) 健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機の発生に備え、住民が日頃から正しい知識の習得に努め、自らの主体的な判断のもと食品を選択し入手できるよう、健康保護を視点とした適切な情報提供を図ること。

特に、災害の発生に備えて、住民に対し食料の備蓄促進のための普及啓発を行うとともに、病者、高齢者、乳幼児等の災害時に特に食生活支援を要する者の把握を行うほか、近隣の市町村及び関係機関との連携・協力により災害時の適正な食料供給体制の整備に努めること。

また、健康危機発生時には、被災者数のほか、ライフライン及び食料供給源等の被災状況を把握し、近隣の市町村及び関係機関との連絡調整を図りながら、被災者の身体状況に応じた食料提供や栄養管理等を適切に行うこと。

## 2 都道府県、保健所設置市、特別区の保健所

保健所における行政栄養士は、管内における健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を効果的に実施するため、保健所内の他職種と協働し、市町村及び関係機関等の協力を得て、広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組むこと。また、管内の健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組の拠点として、関係部局との調整を図りながら、事業を企画立案するとともに、健康情報の収集・分析・提供、市町村に対する技術的支援、地域保健に携わる人材の資質の向上を図ること。

### (1) 実態把握及び分析

市町村や関係機関等からの情報、健康・栄養調査等の各種調査結果、統計資料等を総合的に分析し、市町村と連携を図りながら、管内の栄養摂取の状況、食生活その他の生活習慣の実態を把握し分析を進めることにより、栄養・食生活の改善その他の生活習慣の改善に関する健康課題を明確にすること。

## (2) 計画の策定及び事業の施策化

(1) で明らかになった健康課題に取り組むため、目標を設定し、事業を企画立案するとともに、計画を策定し、予算化を図るなど、具体的な施策を推進すること。その際、住民参加を積極的に推進すること。

## (3) 評価

保健所が行った事業等について、住民にとって身近でわかりやすく、かつ、科学的根拠に基づく指標を用いて評価を行うとともに、いわゆるPDCAサイクルに基づき継続的に事業の管理を行うこと。

## (4) 専門的な栄養指導、食生活支援

医療機関その他の関係機関や栄養士会その他の関係団体との連携を図り、広域的又は専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導や、難病患者、合併症患者等疾病者に対する病態に応じた生活の質(QOL)の向上のための栄養指導(別添)、身体障害者・知的障害者等の自立支援、要介護者の療養に関わる支援を行うこと。その際、対象者やその家族等に対し、対象者個人の身体状況、栄養状態等に対応した栄養指導や食生活支援を行うこと。

## (5) 特定給食施設等への指導等

管内の特定給食施設(健康増進法第20条に規定する特定給食施設をいう。以下同じ。)を把握し、特定給食施設に対して、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供や品質管理に努めるよう必要な指導及び助言を行うとともに、必要があると認めるときは立入検査を行うこと。

特に、医学的な管理を必要とする者に食事を供給する施設に対しては、患者又は入所者の身体状況や栄養状態等を適切に把握した上で、栄養管理に関する計画を策定し、当該計画に基づき栄養管理を行うよう、必要な指導及び助言を行うこと。

また、若年期からの生活習慣病予防、高齢者の低栄養状態の予防等の観点から、施設の健康管理部門と連携した給食提供、栄養管理及び栄養に関する情報提供が図られるよう指導及び助言を行うこと。

なお、特定給食施設以外の特定かつ多数の者(概ね1回50食以上又は1日100食以上をいう。)に対して継続的に食事を供給する施設に対しても、栄養管理の実施に必要な指導及び助言を行うこと。また、宅配給食サービスを行う給食施設に対しては、利用者の健康づくり及び栄養・食生活の改善のための自立支援の観点から必要な指導及び助言を行うこと。

#### (6) 食生活に関する正しい知識の普及

食生活に関する正しい知識の普及を図る上で必要となる食品の栄養面、安全面を含め健康や栄養に関する正しい情報の把握に努めること。また、栄養成分の表示や健康に配慮した献立を提供する食品事業者（飲食店を含む事業者、食料生産者、流通・販売者等をいう。以下同じ。）、関係機関、関係団体及び住民と連携し、地域に根ざした食文化の育成や伝承、地域産物の活用、地域版の「食生活指針」や「食事バランスガイド」等の策定・活用を図り、食生活に関する正しい知識の普及・定着に努めること。

なお、「食事バランスガイド」は、特にポピュレーションアプローチに基づく取組において活用すること。

#### (7) 充実した食環境の整備

住民が自らの健康状態に応じて適切な食品選択ができる食環境を整備するため、市町村において、健康や栄養に関する正しい情報を提供できる体制や、栄養・食生活に関する相談を受けることができる体制を整備すること。また、食品事業者に対しては、虚偽誇大表示の禁止や栄養表示基準等の法令遵守を徹底させること。

#### (8) 市町村に対する技術的な支援

市町村のニーズに的確に対応するために、大学、研究機関等との連携により、情報収集、調査研究等を進め、その結果を情報提供するとともに、市町村が行う栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する健康教育、健康相談及び栄養指導等の実施に関し、専門的・技術的な支援を行うように努めること。

また、市町村間の情報交換を促進するため、広域的な連絡調整を図るように努めるとともに、市町村の行政栄養士に対する研修会の開催など行政栄養士の資質の向上等に努めること。

さらに、市町村健康増進計画や市町村食育推進計画の策定に積極的に参画し、専門的・技術的な支援を行うこと。

#### (9) 人材育成

地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組を推進する指導的人材を育成するため、保健、医療、福祉領域で活動している管理栄養士、栄養士、管理栄養士養成施設等の実習生等に対して、計画的に必要な知識を教授すること。また、食生活改善推進員、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）等のボランティアリーダー等の人材育成に努めること。その際には、地域保健対策に関わる各種専門職種の者にも協力してもらおうよう要請に努めること。

#### (10) 連携体制づくり

健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、保健所内部における関係部局と横断的な連携を図るとともに、管内の保健、医療、福祉、食品衛生、労働衛生、農林水産、環境、教育等の関係機関、関係団体等との連携体制づくりを進めること。

#### (11) 健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機の発生に備え、住民の健康の保護を視点とした適切な情報の提供を行うとともに、健康危機発生時における被害を最小限に留め、早期回復を支援するための体制整備を図ること。

特に、市町村及び特定給食施設等に対し、健康危機発生時の適正な食料提供体制の整備や食料の備蓄促進を支援するとともに、市町村及び関係機関との連携体制の構築や関係者の意識の向上を図ること。

健康危機発生時には、市町村、特定給食施設、関係機関との連絡調整を図り、被災状況に応じて食料確保及び人的支援を行いながら、被災者への身体状況に応じた食料提供、栄養管理等を行うこと。

また、健康危機発生後においても、引き続き被災地域の食生活支援等に努めること。

### 3 都道府県、保健所設置市及び特別区の本庁

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁における行政栄養士は、管内の健康づくり及び栄養・食生活の改善を総合的に推進するため、保健所及び市町村における取組に対し、技術的及び専門的側面からの指導及び支援を行うとともに、関係機関等との連携のもと、広域的な計画を策定し、短期的及び中長期的な方向性を明確にした上で、施策の企画立案、調整、評価の実施、必要な情報の収集・蓄積・分析・提供、地域保健に携わる人材の確保及びその資質の向上を図ること。

#### (1) 実態把握及び分析

都道府県等において実施する健康・栄養調査等の各種調査結果、特定健康診査・特定保健指導の結果等を総合的に分析することにより、栄養・食生活の改善その他の生活習慣の改善に関する健康課題を明確にするとともに、市町村や保健所における計画策定、事業の推進に活用できるデータの収集、分析、データベース化を進め、情報の提供に努めること。

#### (2) 計画の策定及び事業の施策化

(1) で明らかになった健康課題に取り組むため、目標を設定し、事

業を企画立案するとともに、計画を策定し、予算化を図るなど、具体的な施策を推進すること。特に、健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する中長期的な目標を設定するとともに、市町村の各種計画又は健康増進法第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定する都道府県行動計画、老人福祉法第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第2項に規定する都道府県障害者計画など各種計画（以下「都道府県の各種計画」という。）に反映させるよう努めること。

また、都道府県の各種計画の策定に当たっては、保健所、市町村との連携を図ること。

### （3）評価

都道府県等が行った事業等について、住民にとって身近でわかりやすく、かつ、科学的根拠に基づく指標を用いて評価を行うとともに、いわゆるPDCAサイクルに基づき継続的に事業の管理を行うこと。

### （4）特定給食施設等への指導

特定給食施設やそれ以外の特定かつ多数の者（概ね1回50食以上又は1日100食以上をいう。）に対して継続的に食事を供給する施設に対して保健所が行う栄養管理の実施に必要な指導が適正に行われるよう、栄養管理の指導体制の整備を図ること。

### （5）充実した食環境の整備

保健所、市町村、食に関する様々な関係機関及び関係団体等の連携を図り、健康づくり及び栄養・食生活の改善についての中長期的な方向性を共有しながら、健康や栄養に関する正しい情報を提供できる体制や、栄養・食生活に関する相談を受けられることができる体制を整備するなど、統一的かつ整合性のとれた食環境の整備を推進すること。

また、適切な栄養表示等に対する指導が適正に行われるよう、食品衛生、薬事の関係部局及び保健所等との連携のもと、食品事業者への指導及び助言を行うこと。

### （6）人材確保及び人材育成

市町村、保健所、本庁における地域の健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組の推進に行政栄養士が十分に関わることができる体制整備に

努めること。

特に行政栄養士が未配置又は非常勤管理栄養士等のみ配置している市町村について配置を促進するとともに、既に配置している市町村については適切な住民サービスが実施されるために必要な配置となるよう支援すること。

また、行政栄養士としての専門的、技術的な能力を発揮し、地域保健対策の推進に係る企画調整、計画策定及び事業評価が的確に遂行できる行政能力を養うための研修を計画的に実施すること。

管理栄養士養成施設等の実習については、保健所、市町村、管理栄養士養成施設等の調整を図り、必要な支援を行うこと。

#### (7) 連携体制づくり

健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国や本庁内部における関係部局との連携を図るとともに、保健、医療、福祉、食品衛生、労働衛生、農林水産、環境、教育等の関係機関、関係団体及び企業関係者等との連携体制づくりを進めること。

特に、栄養士会、調理師会等の関係団体、外食産業、食品産業界等の民間事業者、食生活改善推進員、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）等のボランティアとの連携強化を図ること。

また、健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を広域的に展開するため、近隣の都道府県等との連携を図るよう努めること。

#### (8) 健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等の推進体制の整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、適正な食料供給体制の整備状況を検証するとともに、食料支援及び人的支援が確保されるよう、協定等を締結するなど、市町村、保健所、近隣の都道府県等、関係機関等との連携を強化すること。

健康危機発生時には、迅速に被害状況を把握し、食料支援及び人的支援の要請内容を総合的に判断し、市町村、保健所、近隣の都道府県等、関係機関等との連絡調整により、支援活動を計画的に進めること。また、実際の支援活動状況に関する情報を収集、整理し、検証することにより、食料供給体制の改善に努めること。

## 別 添

### 特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等について

特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等については、市町村において個別に相談を受けた結果、あるいは集団指導の場において、市町村においては対応することが困難であり保健所の指導が必要であると判断された者について、個々人の特質に応じて食生活のあり方等について助言・意見を示す個別指導をその内容とする。

具体的には、地域の実情に応じその内容は定まってくるが、次のような業務を行うことが望ましいと考える。

#### 1 特に専門的な指導

栄養指導技術は相当程度確立しているが、対象者が一般的でないことから、市町村で行うよりも管轄範囲がより広域的な保健所等において、専門技術職員等の協力を得つつ統一的に行う方が効率的である栄養指導をいう。

#### 2 モデル的な指導

新しいケース、発症が稀である等により、関係機関等の協力を得つつモデル的、先駆的に実施する指導をいう。